

名古屋市農業委員会 令和6年第9回総会 議 事 録

- 開催日時 令和6年9月20日（金） 開始：午後2時00分、終了：午後2時51分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	16 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者（課長級以上）

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）6人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

- 第55号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について
第56号議案 農地法第 5条の規定による所有権移転許可申請について
第57号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
第58号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
第59号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
第60号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について
第61号議案 農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について
第62号議案 名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について
第63号議案 名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の募集について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(4) その他

(5) 閉会

令和6年第9回総会 委員出欠状況

出席農業委員（16名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員	2 番	成 田 秋 義 委員
3 番	山 口 幸 江 委員	4 番	近 藤 正 俊 委員
5 番	福 島 茂 俊 委員	6 番	木 村 幸 廣 委員
7 番	川 本 美 幸 委員	8 番	箕 浦 基 伸 委員
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 新 一 委員
1 1 番	横 井 昭 男 委員	1 2 番	熊 澤 正 巳 委員
1 3 番	清 水 久 一 委員	1 4 番	安 井 勝 春 委員
1 5 番	安 井 秀 樹 委員		

出席農地利用最適化推進委員（10名）

1 7 番	久 野 隆 博 委員	1 8 番	山 口 儀 明 委員
1 9 番	山 口 儀 明 委員	2 0 番	石 田 正 彦 委員
2 1 番	松 原 道 直 委員	2 2 番	
2 3 番	安 井 正 敏 委員	2 4 番	横 井 慎 一 委員
2 5 番	木 村 正 男 委員	2 6 番	神 野 貞 雄 委員
2 7 番	竹 川 孝 司 委員	2 8 番	

令和 6 年第 9 回総会（令和 6 年 9 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 6 年第 9 回総会をはじめさせていただきます。 会議に先立ちまして、議案資料の一部に誤りがございましたので、大変申し訳ありませんが訂正をさせていただきます。 議案資料の 24 ページ、第 61 号議案「農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について」をご覧くださいませでしょうか。本文の「3 申出の概要」の 3 段落目の「なお、」の文章にある「南側は水路」という文言がございますが、こちらは誤りでございますので削除をお願いいたします。以上お詫びの上、訂正をさせていただきます。申し訳ございません。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしく願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 6 年第 9 回総会を開会いたします。 本日は、お暑い中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 55 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 63 号議案「名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の募集について」までの 9 議案の審議を行います。また、報告事項を 1 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 16 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 10 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、箕浦基伸委員及び安井勝春委員の両委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずはじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 55 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 について、2 番、成田委員、お願いいたします。

成田委員

受付番号 1-1 の農地について、山口儀明委員と事務局職員で、9 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。

このたび、譲渡人が、営農規模の縮小のために農地の売却を希望され、譲受人が新規就農のため本農地の取得を希望し、本申請がなされました。

申請地には、現在水稻が栽培されており、肥培管理良好でした。

また、譲受人は新規就農となりますが、農業技術修学歴や農作業歴があり、農地の権利取得後も引き続き適正に管理できると思われます。

以上のことから、本件許可すること何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-3 について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

受付番号 4-3 につきまして、坂野推進委員さん及び事務局職員とで、9 月 4 日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人が規模縮小のため、一方譲受人は新規就農を希望され、所有権移転するために許可申請されたものです。

申請地の港区西茶屋四丁目の 1 筆は畑で、耕作準備中の状態で、良好に肥培管理されていました。

譲受人は、これまで、自宅での家庭菜園や田んぼアート事業などで農業に携わっていましたが、このたび、周囲の農業者の協力を得ながら本格的に就農するため、本申請に至ったものです。

面談の結果、申し出の農地を効率的に利用する、意欲ある者と思われ、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
委員	特にないようです。それでは、第 55 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。 異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 55 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 56 号議案、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-2 について、14 番、安井委員、お願いいたします。
安井（勝） 委員	受付番号 4-2 につきまして、竹川推進委員さん及び事務局職員とで、9 月 5 日に調査した結果を報告します。 申請に係る農地、港区畑中二丁目の 1 筆は、農地区分が 3 種農地の畑で、現況地目は雑種地となっており、現在、駐車場となっています。そのため、始末書を提出してもらい、現地調査の前に、譲渡人側との面談を行いました。当該農地は、向かいの宅地と併せて譲受人の両親に貸していたもので、宅地に駐車場が無い為、駐車場として利用されるようになっていたものです。今後は、他の所有農地の適正利用はもちろんのこと、農地法を順守することを確認しました。 転用の内容は申請地の向かい側に居住する両親の介護の為に、自家用車にて来宅する際の駐車スペースを確保するものです。譲受人は、以前より借りていた申請地を所有権移転する為、

今回申請に及んだものです。

申請地の周囲の状況は、北側は宅地、西側は水路、東側は道路、南側は雑種地となっており、周辺農地への影響はないものと思われます。

事務局で受付時に、申請人が住宅都市局に相談した結果、開発許可は不要であることを確認しております。また、協和土地改良区の意見書・排水同意書があり当該転用事業は土地改良事業に支障がないものと考えられます。

調査の結果、追認で許可をするについて、やむをえないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 56 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 56 号議案の案件は許可することといたします。

次に、第 57 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 2-7 について、8 番、箕浦委員、お願いいたします。

箕浦委員

受付番号 2-7 について、9 月 5 日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

	申請地はすべて畑で、ナス、オクラ、イチジクなどが作付けされており、申請者の母がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-8 について、7 番、川本委員、お願いいたします。
川本委員	受付番号 2-8 について、9 月 4 日に松原委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地の吉根二丁目の 1 筆は畑で、ナス、ラッカセイなどが、桔梗平三丁目の 1 筆は田で、水稻が作付けされていきました。 申請者の夫がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-9 について、8 番、箕浦委員、お願いいたします。
箕浦委員	受付番号 2-9 について、9 月 5 日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は田で、水稻が作付けされており、申請者の父がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理さ

	れていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 57 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 57 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 58 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-22 について、5 番、福島委員、お願いいたします。
福島委員	受付番号 1-22 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、9 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-22 の申請地には、サトイモ、シソ、トマト、ネギなどが栽培されていました。 畑として良好に管理されており、願出者が自ら、引き続き農業経営されていることを確認しました。 以上、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほ

	ど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-23 について、17 番、久野委員、お願いいたします。
久野委員	受付番号 1-23 の農地について、山口幸江委員と事務局職員で、9 月 5 日に、現地調査した結果を報告します。 申請地は、一体でナス、サトイモ、アスパラなどのほか、イチジク、ミカン、カキなどが栽培されており、肥培管理良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-24 から 1-30 について、5 番、福島委員、お願いいたします。
福島委員	受付番号 1-24 から 1-30 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、9 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-24 の申請地には、ウメやカンショ、オクラが、受付番号 1-25 の申請地には、ウメが、受付番号 1-26 の申請地には、ミカン、ブドウ、ナス、サトイモなどが、受付番号 1-27 の申請地には、ミカンが、受付番号 1-28 の申請地には、ミカンなどが、受付番号 1-29 の申請地には、カキが、受付番号 1-30 の申請地には、ダイコンが栽培されていました。 いずれも、畑、果樹畑として良好に管理されており、願出者が自ら、引き続き農業経営されていることを確認しました。

	以上、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-15 から 2-17 について、8 番、箕浦委員、お願いいたします。
箕浦委員	受付番号 2-15 から 2-17 について、9 月 5 日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 受付番号 2-15 の申請地の守山区菱池町の 1 筆は田で、水稻が、小幡南三丁目の 1 筆は畑で、ネギが作付けされていました。 受付番号 2-16 の申請地の守山区大谷町の 1 筆及び苗代二丁目の 3 筆と野萩町の 3 筆はいずれも田で、水稻が、そのほかの 13 筆はいずれも畑で、カキ、ミカン、ナス、ピーマンなどが作付けされていました。 受付番号 2-17 の申請地の守山区菱池町の 3 筆と太田井の 1 筆はいずれも田で、水稻が、そのほかの 10 筆はいずれも畑で、カキ、ミカン、ナス、オクラなどが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-18 について、19 番、若松委員、お願いいたします。
若松委員	受付番号 2-18 について、9 月 5 日に、箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

	申請地はすべて田で、水稻が作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-19 について、7 番、川本委員、お願いいたします。
川本委員	受付番号 2-19 について、9 月 4 日に松原委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は畑で、ラッカセイ、ナスなどが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-20 について、19 番、若松委員、お願いいたします。
若松委員	受付番号 2-20 について、9 月 5 日に、箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は田で、水稻が作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-21 について、

	21 番、松原委員、お願いいたします。
松原委員	受付番号 2-21 について、9 月 4 日に川本委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は、中志段味特定土地区画整理の 2 筆に仮換地となっており、サツマイモ、ナスなどが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-22 及び 2-23 について、8 番、箕浦委員、お願いいたします。
箕浦委員	受付番号 2-22 及び 2-23 について、9 月 5 日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 受付番号 2-22 の申請地はすべて畑で、カキ、イチジク、ゴーヤなどが作付けされていました。 受付番号 2-23 の申請地の守山区菱池町の 1 筆は田で、水稻が、そのほかの 2 筆はいずれも畑で、ミカン、カキなどが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-24 について、6 番、木村委員、お願いいたします。

木村（幸） 委員	受付番号 2-24 について、9 月 4 日に石田委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。
	申請地は畑で、ナス、サツマイモなどが作付けされていました。
	願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-11 から 3-16 について、23 番、安井委員、お願いいたします。
安井（正） 委員	受付番号 3-11 から 3-16 の農地につきまして、9 月 4 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。
	受付番号 3-11 の中川区万場一丁目の 1 筆の畑には、イチジク、ウメが、中川区万場二丁目の 2 筆の畑には、ピーマン、ナス、オクラが植え付けされ、良好に管理されていました。
	受付番号 3-12 の中川区東起町 4 丁目の 2 筆の田には、水稻が植え付けされ良好に管理されていました。
	受付番号 3-13 の中川区富田町大字千音寺字猪ノ木の 1 筆の畑は、区画整理中です。
	受付番号 3-14 の中川区伏屋四丁目の 1 筆の畑は、耕作準備中、中川区前田西町一丁目の 1 筆の畑も耕作準備中として良好に管理されていました。
	受付番号 3-15 の中川区富田町大字千音寺字平毛の 1 筆の田、中川区富田町大字千音寺字平毛の 1 筆の田、中川区富田町

	大字千音寺字中地の 1 筆の畑、中川区富田町大字千音寺字平毛の 1 筆の畑、中川区富田町大字千音寺字仏供田の 1 筆の田、中川区富田町大字千音寺字三反田の 1 筆の田、中川区富田町大字千音寺字三反田の 1 筆の田は、現在区画整理中です。 受付番号 3-16 の中川区前田西町三丁目の 1 筆の畑は、耕作準備中として良好に管理されていました。 以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-8 について、15 番、安井委員、お願いいたします。
安井（秀） 委員	受付番号 4-8 につきまして、神野推進委員及び事務局職員とで、9 月 5 日に調査した結果を報告します。 証明願い出の農地、港区宝神三丁目はじめ 2 筆は、畑で、サツマイモ、アスパラガス等が作付けされており、農地として良好に管理されておりました。 また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは申請時に事務局において確認しています。 以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-9 について、14 番、安井委員、お願いいたします。
安井（勝） 委員	受付番号 4-9 につきまして、竹川推進委員及び事務局職員とで、9 月 5 日に調査した結果を報告します。

証明願い出の農地、港区新茶屋一丁目はじめ6筆は、田で、水稻が作付けされており、農地として良好に管理されておりました。

また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは申請時に事務局において確認しています。

以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

横井（愼）
委員

受付番号3-15の中川区富田町大字千音寺ですけど、これに対して3-13も千音寺なんですが、大したことないっていやあ大したことないですが、3-15のほうは全部字（あざ）が無いんですが、字（あざ）というのは、別にあっても無くてもいいもんですか。それだけ確認したいです。お願いします。

課長補佐
（農政）

事務局から回答させていただきます。

結論言いますと、あっても無くても住所地としては確定しますので問題はないですけれども、ただ資料の掲載上、本来は3-15のほうは、大字（おおあざ）と書いてあるようでしたら字（あざ）は記載すべきかと思いますので、今後こういうものにつきましては、出来る限り統一のほうをさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

議長（会長）

よろしいでしょうか。はい。他にないですか。

他にないようです。それでは、第58号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 58 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 59 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 2-1 について、7 番、川本委員、お願いいたします。
川本委員	受付番号 2-1 について、9 月 4 日に松原委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地の守山区下志段味三丁目の 1 筆は畑で、サツマイモ、ナスなどが、下志段味五丁目の 1 筆は田で、水稻が作付けされており、それぞれ良好に管理されていました。 農地の被相続人が亡くなられ、相続人である妻が、引き続き農業経営を行うとのことです。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございます。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 59 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。

議長（会長）	ご異議なしと認め、第 59 号議案の案件は証明いたします。 次に、第 60 号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について審議を行います。 それでは、第 60 号議案について、事務局より説明をお願いします。
課長補佐 （農政）	それでは、第 60 号議案の説明をさせていただきます。本件は、名古屋市が、農地中間管理事業による利用権設定を行うために、農用地利用集積計画を作成するものです。まず、農地中間管理事業について、簡単にご説明させていただきます。 配付資料①をご覧ください。 図にありますように、農地の貸出を希望する「出し手」から、農地中間管理機構が農地を借り受け、まとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、「受け手」に貸し付けるという制度です。 資料裏面をご覧ください。 中間管理事業による農地利利用集積計画におきましては、名古屋市が計画案を作成し、農業委員会での決定を経て定める必要がありますので、皆様にご審議いただくものです。 議案集 15 ページの、「農用地利用集積計画（案）」をご覧ください。 本件は、中川区の富永 2 丁目の 1 筆、599 平米の田について、この地域において田の耕作者として従事し、経営規模の拡大を行うため、農地中間管理機構に借受希望者として登録され

ている認定農業者に利用権を 10 年間設定するものです。

なお、本件農地は遊休農地に認定されていたもので、利用意向調査の結果、所有者から農地中間管理機構を利用する希望を受けており、認定農業者から借受希望があり中間管理機構による利用権設定をする運びとなったものです。

配付資料②「審議のポイント」をご覧ください。第 60 号議案につきまして、審議のポイントをまとめてございます。

それぞれご覧のとおり、農地中間管理事業による利用権設定に際しましては、旧農業経営基盤強化促進法に基づき、基本構想に適合すること、及び、所有権者等の同意が得られているという要件をそれぞれ満たす必要があります、すべての項目につきまして、必要な要件を満たしておりますことをご確認いただければと存じます。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご説明いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第 60 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。14 ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「旧法」という。）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市

	長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。 理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、旧法第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。 それでは、第 60 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 60 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 次に、第61号議案、農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について審議を行います。 審議のポイントについては、25ページ及び26ページの法律をご覧ください。第13条の2項の第1号から第6号の、いわゆる6要件を満たしているかどうかポイントになります。 それでは、24 ページの農業振興地域整備計画変更の概要について、23 番、安井委員、お願いいたします。
安井（正） 委員	受付番号 3-1 につきまして、9 月 4 日に事務局職員と現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。 本件は、申出者が中川区福島三丁目の 1 筆のうち一部、面積 619 平米のうち 294 平米に分家住宅を建築するため、農業振興地域整備計画変更の意見聴取を行うものです。

申出者は現在あま市の共同住宅に居住していますが、元々夫が一人暮らしをしていた間取りであり、大人が一人増えたことやリモートワークの増加に伴い、現在の間取りでは手狭に感じるが増え、自己住宅の建築を考えました。

申請者夫婦には所有不動産はなく、生活に適した土地を探しましたが適地は見つからず、両親に相談したところ父の所有地を紹介されました。

当該土地は、農業振興地域整備計画の対象ではありますが、他に適地がなく、所有者である父の承諾が得られることから、今回の申し出に及んだものです。

申出地の東側及び南側は道路、北側及び西側は田に接しておりますが、除外することにより農地の集団性や農地の効率的な利用に支障をきたすものではないと考えます。

以上、調査の結果、農用地除外を認めることもやむを得ないと思われまので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第 61 号議案の議決の案を読み上げます。23 ページをご覧ください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年 9 月 26 日農林省令第 45 号）第 3 条の 2 第 2 項の規定により、名古屋市が農業振興地域整備計画を変更しようとするにあたり、名古屋市長から「農業振興地域整備計画の変更について（意見聴取）」により意見聴取があったことについては、申出に係る土

地を農用地区域から除外して差し支えない。

理由としましては、当該計画変更は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号）第 13 条第 2 項に掲げる要件をすべて満たすことが認められるため、です。

それでは、第 61 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 61 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

次に、第 62 号議案「名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。第 62 号議案について事務局より説明をお願いいたします。

農政課長

それでは、第 62 号議案についてご説明いたします。議案の 27 ページをご覧ください。

本議案につきましては、第 3 区の伊藤正幸委員から辞任の申し出があったことにつきまして、農業委員会の同意についてお諮りするものです。

伊藤委員からは、健康上の事由により、9 月 30 日をもって離職したい旨の願が提出されております。

8 月 22 日に事務局職員が伊藤委員と面談を行ったところ、健康上の事由により、今後、推進委員の活動を続けることが困難であることを確認しました。

	なお、推進委員の辞任につきましては、28 ページの農業委員会法の 23 条にもございますように、農業委員会の同意により辞任することができるとされているところでございます。 以上が、農地利用最適化推進委員の辞任についてでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございます。ただいまご説明いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 62 号議案につきまして、案のとおり辞任に同意してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 62 号議案は議決されました。 次に、第 63 号議案、「名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の募集について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
農政課長	それでは、第 63 号議案についてご説明いたします。議案の 29 ページをご覧ください。 本議案につきましては、農地利用最適化推進委員の辞任後の欠員について、募集を行うものでございます。 募集につきましては、「農業委員会に関する法律」及び「農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程」に基づき、推薦及び応募の方法により募集、選任を行うこととしまして、受付期間は、11 月 27 日から 12 月 24 日までの 28 日間でございます。

	す。また、募集要項の公表は、11 月 13 日を予定しております。 31 ページ以降に募集要項案を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。 以上が、農地利用最適化推進委員の募集についてでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご説明いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 63 号議案につきまして、案のとおり募集することとしてよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 63 号議案は議決されました。 続きまして、報告に移ります。 報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和 6 年 8 月 1 日から令和 6 年 9 月 2 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。 まず、1 ページから 5 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 12 件 続いて、6 ページから 13 ページにかけまして、農地法第 4 条

第1項第7号の規定による転用届出が20件

続いて、14ページから41ページにかけまして、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが81件

続いて、42ページから44ページにかけまして、同じく、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが7件

続いて、45ページですが、同じく、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが3件

続いて、46ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が1件

続いて、47ページですが、転用届出に係る訂正願が3件

続いて、48ページですが、現況証明願が1件

続いて、49ページですが、農地改良届が1件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

松原委員

全体を通して、これも総会議案のことですが、大したことじゃないんですけど、ちょっと気になったということで、例えば8ページ9ページの、農地転用届等処理報告のところですけども、申請者がこの申請出しとるのか、事務方の方がこれで出しとるのかよくわかりませんが、算用数字と漢数字が適宜ど

ういう形で、統一がされていないような気がいたします。例えば、8 ページの 3 丁目が算用数字ですね。ところが申請人のほうは漢数字の一丁目となっておるから、同じ町でも算用数字、漢数字になつとるからバラバラだもんですから、これは出した人がこういう形でパソコンで打って出してるのか。それなら基準なんかありますでしょうか。まあそう大したことではないですけども。

課長補佐
(農政)

事務局からお答えさせていただきます。

町名について、算用数字とアラビア数字と漢数字が混ざってるというご指摘かと思います。

町名については、例えば何丁目というものが、漢字の町名と算用数字のもの、実際のものも分かれてる、そういうふう違うものがございます。おそらくそれで違うのかと思いますので、実際に何丁目っていうのが正式には算用数字と漢字の数字とバラバラでございますね。そういうので違ってるだけかと思いますので、もちろんもしかしたら違うかもしれませんが、それについては事務局のほうでしっかり確認とりながらやっていきますのでよろしくお願いいたします。

議長（会長）

他にございますか。よろしいでしょうか。

山口（幸）
委員

転用って書いてあるところです。例えば 16 ページですけども、資材置場ってあるようなんですけども、いままで盛り逃げとかそんなことはないんでしょうか。盛り逃げって、資材置場にお貸ししますよね。で、貸した会社がすごく良好なあれで、資材置場として使ってらっしゃるならそれでいいですし、うちの近所でも生産緑地ではないかもわかりませんが、資材置場として借りて、そこにいろんなものを、例えば残土ですけど、残土などを盛ったまんまどこかに行ってしまったっていう方

	がいらっしゃいますので、こういう場合は資材置場として、いままで生産緑地でお貸ししてて、そういうことはないということでもいいでしょうか。
課長補佐 (農政)	基本的には、生産緑地のままで資材置場にすることはできませんので、解除したのちに資材置場になって、その後転用の届出が出るという可能性はございます。
山口 (幸) 委員	じゃあこれ農地転用ですので、そういうことですね。
課長補佐 (農政)	そうですね。生産緑地が解除しても現況地目はまだ農地ですと農地のままですので、そういう可能性はございます。
山口 (幸) 委員	ありがとうございます。勉強不足でした。すみません。
議長 (会長)	わからないことは聞いてください。 その他ございませんか。 特にないようです。報告については、以上でございます。その他、何かありますでしょうか。 特にないようです。 それでは、以上をもちまして、令和6年第9回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。

閉会 (午後2時51分)